

## 宮城県警察音楽隊運営規程

平成12年3月27日  
宮城県警察本部訓令第8号

宮城県警察音楽隊運営規程を次のように定める。

### 宮城県警察音楽隊運営規程

宮城県警察音楽隊運営規程（昭和34年宮城県警察本部訓令第6号）の全部を改正する。

#### （目的）

第1条 この訓令は、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号。以下「組織規則」という。）第3条第4項の規定に基づき、総務部広報相談課に置かれている宮城県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （音楽隊の任務）

第2条 音楽隊は、音楽活動等を通じて警察広報を推進し、県民と警察との融和を図り、もって県民の理解と協力の確保に努めることを任務とする。

#### （編成）

第3条 音楽隊は、必要な人員をもって編成する。

2 音楽隊に、組織規則第17条第9項の規定に基づき設置されている隊長のほか、副隊長、楽長、副楽長、ドラムメジャー及びサブドラムメジャーを置くこととする。

3 音楽隊員（以下「隊員」という。）の技術の向上を図るため、部外講師を委嘱することができることとする。

#### （隊員の資格）

第4条 隊員は、宮城県警察職員であつて音楽的素養を有し、身体強健でかつ勤務成績の優秀な者とする。

#### （隊員の任命）

第5条 第3条第2項の規定に基づく副隊長、楽長、副楽長、ドラムメジャー及びサブドラムメジャーは、隊員の中から総務部広報相談課長（以下「広報相談課長」という。）が任命する。

#### （隊長等の職務）

第6条 隊長は、広報相談課長の命を受け、音楽隊の事務を掌握し、隊員を指揮監督する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、音楽隊の事務を処理するほか、隊長が不在又は事故あるときは、その職務を代行する。

3 楽長は、隊長の命を受け、演奏技術の指導及び演奏時における指揮の事務を処理する。

4 副楽長は、楽長を補佐し、楽長が不在又は事故あるときは、その職務を代行する。

5 ドラムメジャーは、隊長の命を受け、パレード及びドリル演技の指導並びに指揮の事務を処理する。

6 サブドラムメジャーは、ドラムメジャーを補佐し、ドラムメジャーが不在又は事故あるときは、その職務を代行する。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長の指揮監督を受け、音楽隊活動に従事する。

(係の分掌事務)

第8条 係の分掌事務は、次表のとおりとする。

係	分 掌 事 務
管理係	1 文書の收受に関すること。 2 その他他の係に属さないこと。
装備係	1 被服、楽器等の整備及び管理に関すること。 2 車両の運行、維持及び管理に関すること。
演奏係	1 演奏及び演技に関すること。 2 派遣、訓練等の計画に関すること。 3 楽譜の整備及び管理に関すること。

(音楽隊の活動)

第9条 音楽隊の活動は、派遣、教養訓練及び隊務の処理とし、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 通常活動日

毎週木曜日及び派遣日とする。

(2) 特別活動期間

全国警察音楽隊演奏会、東北南部三県警察音楽隊演奏会、宮城県警察音楽隊定期演奏会、七夕パレード等、必要に応じて期間を定め、連続的に音楽隊活動を行う期間とする。

(隊員の服装)

第10条 隊員の服装は、着用する時期により冬服、合服又は夏服とするほか、演奏形態により演奏用、ドリル用等の服装に分けて着用することができる。

(隊員の心得)

第11条 隊員は、次の各号に掲げる事項を心得とし、県民の信頼と期待にこたえなければならない。

- (1) 警察広報の重要性を認識するとともに、誇りと使命感を持って、その任務の完遂を図ること。
- (2) 心身の鍛錬と豊かな情操のかん養に努めるとともに、積極的に技術の向上を図ること。
- (3) 隊長を中心に一致団結し、集団規範の確立に努めること。
- (4) 常に容姿を端正にし、品位の保持に努めるとともに、奉仕の精神を持って県民に接すること。
- (5) 楽器その他の用具の保管取扱いには、細心の注意を払い、破損、亡失等のないようにすること。

(音楽隊の派遣)

第12条 音楽隊の派遣は、おおむね次の各号の基準によるものとする。

(1) 警察の主催する諸儀式及び諸行事

- (2) 警察広報に効果があると認められる公共団体又は民間団体の主催する公的な行事
- (3) その他本部長が派遣を適当と認める場合  
(派遣の要請)

第13条 所属長は、音楽隊の派遣を要するときは、あらかじめ広報相談課長と日程等を調整の上、音楽隊派遣申請書（様式第1号）により、当該要請をする日のおおむね1か月前までに本部長に申請するものとする。ただし、やむを得ない場合は、口頭又は電話をもって申請することができるものとする。

- 2 所属長は、部外から音楽隊の派遣申請を受けたときは、申請書に派遣の可否に関し必要な意見を付して広報相談課長を経由の上、本部長に申請するものとする。  
(教養訓練)

第14条 隊長は、隊員に対し計画的に教養訓練を行わせなければならない。

- 2 教養訓練の細目は、隊長が広報相談課長の承認を得て定めるものとする。  
(備付簿冊)

第15条 音楽隊には、次の簿冊を備えるものとする。

- (1) 備品台帳（様式第2号）
- (2) 日誌（様式第3号）

附 則

この訓令は、平成12年3月27日から施行する。

附 則（平成13年5月22日本部訓令第14号）

この訓令は、平成13年5月22日から施行する。

附 則（平成16年3月23日本部訓令第9号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月14日本部訓令第20号）

この訓令は、平成16年9月14日から施行する。

附 則（平成18年3月24日本部訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日本部訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月1日本部訓令第10号）

この訓令は、平成24年11月12日から施行する。

附 則（平成25年3月22日本部訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日本部訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第13条関係）

宮城県警察本部長 殿

宮 第 号  
 年 月 日  
 所 属 長 名

音楽隊派遣申請書

1 派遣日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで
2 派遣場所	
3 行事の名称	
4 行事の概要	
5 主催者	
6 集合予定人員	人
7 備考  (所属長意見)	※ 担当者 _____ TEL _____ FAX _____



様式第3号（第15条関係）

### 音 楽 隊 勤 務 日 誌

課 長	次 長	補 佐	係 長	隊 長	副隊長	楽 長	副楽長
年            月            日（            曜日）            天 気							
勤 務 種 別	通常勤務            特別勤務            派 遣				講 師		
欠 席 隊 員 名	-----					出 席 人	
	-----					欠 席 人	
指 示 事 項	----- -----						
派 遣 名 称 等							
	式典 演奏 パレード ドリル			派遣場所			
勤            務            概            要							
実 施 時 間	活            動            内            容						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
特 記 事 項							